

令和7年度 人権教育全体計画 (晴海西中学校)

- <人権に関する法令等>
- ・日本国憲法・教育基本法
 - ・学習指導要領
 - ・人権及び人権啓発の推進に関する法律
 - ・人権教育・啓発に関する基本計画
 - ・東京都人権施策推進指針
 - ・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
 - ・中央区教育委員会の教育目標及び基本方針
 - ・人権教育の指導方法等の在り方
 - ・児童の権利条約 等

- <学校教育理念>
- 「羽 (FUTURE)」: 社会に貢献する気概をもち、世界で活躍する人
 - 「環 (SUSTAINABLE)」: 持続可能な社会に向け、考え行動できる人
 - 「和 (PEACE)」: 平和の実現に向け、多様性を受け入れる心豊かな人
 - 「話 (COMMUNICATION)」: コミュニケーションをとり、協働して解決する人
 - 「我 (IMPROVE)」: 高い志をもち、おのれを磨き続ける人

- <人権教育の目標>
- 教育活動のあらゆる場面を通して、自分自身・多の人との関わり合いを重点にして、命を大切にす態度や思いやりの心等、人権尊重の精神を培う。

- <目標設定の方針>
- ・児童・生徒等の実態
 - ・保護者の願い
 - ・地域住民の願い
 - ・学校評議員会の意見
 - ・学校評価

- <人権教育の重点課題>
- 特別支援学級在籍生徒と通常学級との交流
 - 外国人に対する理解を深め、偏見や誤解をなくすように努めること
 - 性の多様性に対する理解を深め、性的指向の異なる人たちへの差別や偏見をなくすように努めること

- <目指す生徒像>
- 1年 お互いを認め、よく学ぶ生徒
 - 2年 他者を思いやり、自ら考えることのできる生徒
 - 3年 自由と規律 ～世界に羽ばたく生徒～

- <教職員の研修>
- ・一人ひとりが人権尊重の理念を十分に理解し、生徒の人権を尊重できるように、教育活動を常に検証する。
 - ・年間研修計画を作成し、全教職員の共通理解を図り、実践する。

- <人権教育の指導方針>
- 学び合うことの大切さを実感することのできる授業を展開し、心が触れ合う機会を設ける。
 - 自他の立場にたつて、物事を判断し行動できる生徒を育てるために、全教育課程を通して指導する。

指導のねらい

教科等の指導のねらい	
国語	適切に表現する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力を養う。
社会	民主的・平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質を養う。
数学	筋道を立てて考える能力を養う。
理科	科学的な見方や考え方を養い、生命を尊重する態度を育てる。
音楽	豊かな情操を養う。
美術	豊かな情操を養う。
保健体育	協力・公平などの態度を育てる。
技術・家庭	生活への関心を高め、生活を工夫しようとする実践的態度を育てる。
外国語	言語や文化に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図る態度を育てる。
特別の教科 道徳	思いやりをもち、自他の権利を大切にし、進んで義務を果たす態度を育てる。
総合的な学習の時間	自他の生き方について考えることができるようにする。
特別活動	協力してよりよい生活を築こうとする自主的・実践的態度を育てる。

- <普遍的な視点からの取組>
- 個人の尊重や豊かな人間性を育む学習などを通して、人権尊重の理念について理解する。
- <個別的な視点からの取組>
- 偏見や差別がいかに醜いことであるかを実感させ、偏見や差別を無くそうとする意欲や態度を育む。

- <学年・学級経営の留意点>
- (生活指導)
- いじめがなくお互いを認め合える学年・学級
- (教育相談)
- 生徒理解に努め、何でも相談し合える学年・学級

- <保護者との連携>
- 教育活動を公開し、人との関わりを大切にす子の育成を連携してできるようにする。

- <地域社会との連携>
- 教育活動の公開や便りなどを通して、地域に対して発信し、人権啓発活動を推進する。